

# 広報かるまい お知らせ版 444号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 秋まつり開催のお知らせ

### ■日程

9月16日(土)八幡宮例大祭	13:00～
神輿渡御、山車運行	15:00～19:00
9月17日(日)消防演習	7:30～12:30
軽米音頭流し踊り (軽米小マーチングバンド)	17:00～19:00
9月18日(祝・月)神輿還御、山車運行	15:30～19:00

・16日14時～並びに18日17時30分～、かるまい文化交流センター前ロータリーにおいて、山車の共演が行われます。今年が初めての試みです。ぜひ、ご来場ください。

・流し踊りや神輿・山車運行は、沿道の皆さんの観覧のご協力をお願いいたします。

・軽米音頭流し踊りは、古館製麺所前～瀧村屋前信号となります。

・期間中は時間帯により交通規制が行われます。

・交通規制の時間帯は、路線バスも迂回運行となりますので、臨時バス停をご利用ください。(変更後の時刻表は、次回のお知らせ版にてお知らせします。)

・詳しくは、8月9日発行のチラシをご覧ください。

### 【問い合わせ先】

軽米秋まつり実行委員会事務局(☎46-4746)

## 岩手県知事選挙及び 岩手県議会議員選挙のお知らせ

### ■投票日・投票時間

9月3日(日) 7:00～18:00

### ■投票の種類

○岩手県知事選挙…投票したい候補者に○を記入。  
(期日前投票の場合は、候補者の氏名を1つ記入。)

○岩手県議会議員選挙…候補者の氏名を1つ記入。

### ■入場券について

○入場券が届いたら投票所と投票時間を確認し、投票するまで大切に保管しましょう。

○投票の際には、「投票所入場券」をご持参ください。

○入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。事前に選挙管理委員会にご連絡いただくか、当日、投票所の受付でお申し出ください。

### ■投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう!

入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」となっていますので、事前に自宅などで記入し、忘れずにご持参ください。また、宣誓書は会場にも用意しておりますので、入場券がない場合でも投票することができます。

○場 所 町農村環境改善センター(役場となり)

○期 間 県知事選挙 8月18日(金)～9月2日(土)

県議会議員選挙 8月26日(土)～9月2日(土)

○時 間 8:30～20:00

### ■感染症対策に関するお願い

○咳エチケット、手指消毒にご協力ください。

○マスクの着用は、個人の判断が基本となります。

○投票所では、周りの方と距離を保つようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

選挙管理委員会(☎46-2111 内線351、352)

## 認知症サポーター 養成講座の開催

認知症サポーター養成講座を下記のとおり開催いたします。

認知症サポーターとは、認知症について正しく知り、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る人のことです。認知症について学び、認知症の人の応援者になりませんか?

■日 時 8月31日(木) 14:00～15:30

■場 所 役場庁舎3階 第3会議室

■定 員 15名程度(先着順)

※定員に達した場合はお断りすることもあります。

■持ち物 筆記用具、飲み物

■申込み 8月29日(火)までに下記へお申し込みください。

### 【問い合わせ・申し込み先】

地域包括支援センター(☎46-3906)

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

## ひとり親家庭の 出張個別相談会開催

家計のこと、子どものこと、ひとりで悩んでいませんか?

県の母子・父子自立支援員が相談に応じます。

事前予約は不要です。

■日時 8月18日(金) 10:00～14:00

■会場 農村環境改善センター2階 営農研修室

### 【問い合わせ先】

二戸保健福祉環境センター(☎23-9217)

## 時間外と休日は予約が必要 マイナンバーカードの受取窓口

マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いた方が、どうしても平日の日中に来庁できない場合は、電話でご予約のうえ、水曜日の時間外窓口または臨時の日曜窓口をご利用ください。

日程は以下のとおりです。希望日の前日（前日が閉庁日の場合は直前の開庁日）午後5時までに必ず電話でお申込みください。人数に限りがありますので、早めの予約をおすすめします。予約がないと受け付けできません。なお、8月16日は時間外窓口を休止させていただきますのでご了承ください。

①時間外窓口 毎週水曜日 17:30～19:00  
(8月23日、30日)  
(9月6日、13日、20日、27日)  
予約締切 前日の17:00

②臨時日曜窓口 8月27日(日) 9:00～12:00  
13:00～16:00  
予約締切 8月25日(金) 17:00

■場所 役場1階 町民生活課

■その他

マイナポイントの手続きはできません。

当日必要なものは交付通知書（ハガキ）に記載しています。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

## マイナンバーカード 受け取りはお早めに

通知書のハガキが届いている方は、早めにお受け取りください。「マイナポイント第2弾」の対象者の方は、特に早めの手続きをお願いします。

- 対象者の方のポイント申込期限は、9月末です。
- 昼の12時から13時は受付できません。
- ポイントの申し込みはスマートフォンをおすすめします。
- ポイント申込終了日は、各決済サービス事業者にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

## 水曜日の時間外証明窓口は 前日までにご予約ください

■受付内容 印鑑登録証明書、住民票・戸籍謄抄本

■開設日時 毎週水曜日 17:30～19:00

※8月16日は時間外窓口を休止させていただきます。

■予約締切

前日の17:00（前日が閉庁日の場合は直前の開庁日）

■場所 役場1階 町民生活課

■その他 予約がないと受け付けできません。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当（☎46-4735）

## 地域産業育成助成金について

地域を牽引していく事業者を育成するため、事業者が行う新商品や新サービス開発、販路開拓、人材育成、事業継承にかかる経費の一部を助成します。

■助成対象者

- ・二戸地域に主たる事業所を設置し、商工業または観光産業を営む個人または団体
- ・二戸地域において農林業を営む個人又は団体

■助成対象経費

新商品・新技術・新役務開発費、販路開拓費、人材育成費、事業承継に向けた取り組みにかかる経費

■助成金の額

- (1)展示会等出展経費 1事業者につき同一年度20万円
- (2)(1)以外の経費 1事業者につき同一年度20万円

■申請方法

下記の書類を、12月8日(金)までに、県北広域振興局二戸地域振興センターへ提出してください。

- ①地域産業育成助成金交付申請書
- ②事業計画書・事業費積算書
- ③地域産業育成助成推薦書（町が交付）

【問い合わせ先】

二戸地区広域商工観光推進協議会事務局（☎23-9205）

## スズメバチの駆除について

スズメバチは、刺されるとアレルギー反応により重篤な状態に陥ることもある危険な昆虫です。

スズメバチの巣の駆除は、原則として巣が作られた建物又は土地の所有者が行うこととなります。（町では私有地にできた巣の駆除は行っておりません。）

個人で駆除することが困難な場合は、有料となりますが、下記業者に相談してください。

■スズメバチの巣の駆除の相談を受けられる業者

- ・軽米町シルバー人材センター（☎46-2881）
- ・小森養蜂場（☎47-2242）
- ・コメリ ハード&グリーン軽米店（☎48-1151）

※スズメバチの巣を発見しましたら、大きくなる前にすぐに連絡するようお願いいたします。

※高所や床下など巣が作られた場所によっては対応できない場合がございますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

## お盆期間中の出張所閉所

8月14日(月)・8月15日(火)・8月16日(水)の3日間、晴山出張所・小軽米出張所を閉所します。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

町民生活課 総合窓口担当（☎46-4735）

# 広報かるまい お知らせ版 444号 ②

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 『ボランティア養成講座』開催

町では、「ちょっと誰かに手伝ってもらえないかな」という住民と、「誰かのちょっとした困りごとなら協力できるかな」という住民が、遠慮せずに困ったときはお互い様の精神で支えあいながら生活できる地域を目指しています。

地域の支えあいについて学び考え、ボランティアや地域活動を実践している方々と交流し、軽米町の地域を考える機会とするため、ボランティア養成講座を開催します。

興味のある方、どなたでも参加できます。

※準備の都合上、開催日のおおむね3日くらい前までに電話で申込ください。(当日の参加も可能です)

### ■日時及び場所

日時	場所
9月23日(土) 13:30~15:30	小軽米生活改善センター
10月8日(日) 9:30~11:30	農村環境改善センター
10月8日(日) 13:30~15:30	晴山公民館

令和6年1月には「地域の見守り」をテーマに開催する予定です。次回以降も広報かるまいお知らせ版でお伝えします。随時、お申込みください。

### ■内容(各地区共通)

①研修 テーマ 「災害ボランティアの活動について」  
講師 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会  
地域福祉企画部長 斎藤 稜 氏

②情報交換・意見交換

【問い合わせ・申し込み先】

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

## トラック事業者等を支援します

県では、全国的な燃料費価格高騰の影響を受けている、県内貨物自動車運送事業者(トラック事業者等)を支援するため、支援金(第3弾)を支給しています。

詳しくは、公益社団法人岩手県トラック協会ホームページをご確認ください。

■事業名 『運輸事業者運行支援緊急対策費(第3弾)』

■対象者 詳しくはトラック協会へ確認ください。

■対象車両(次のいずれにも該当する車両)

・申請書提出時点において、現に営業用として保有する被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む)

・東北運輸局岩手運輸支局に登録されている車両であること。(岩手ナンバー、盛岡ナンバー、平泉ナンバー)

■申請期限 10月31日(火)

■支援金額 対象車両1台あたり23,000円

【問い合わせ先】

公益社団法人岩手県トラック協会  
(☎019-637-2171)

## 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援する観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### ■支給対象者

(1)18歳(障がい児については20歳未満)までの児童の養育者で次に該当する方

①令和5年度の住民税均等割が非課税の方

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税均等割が非課税の場合と同等の事情にあると認められる方

(2)令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方

※ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)の方につきましては、岩手県より既に支給されていますので、今回の給付金の対象外となります。

### ■給付額

対象児童一人当たり一律5万円

### ■申請方法

支給対象者のうち(1)に該当する方は申請手続きが必要となります。

申請の際は、申請書類と添付書類の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、振込を希望する金融機関が分かる書類(通帳、キャッシュカード)、家計急変の方は令和5年1月以降の任意の月の収入が分かる書類(給与明細書など)が必要です。

申請書類については健康福祉課窓口にて受け取りください。

(2)に該当する方については申請不要です。

■申請期限 令和6年2月29日まで

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

## 出張ハローワーク!について

ひとり親全力サポートキャンペーンとして、出張ハローワーク!を開催します。

普段は忙しくてハローワークに来ることができないお父さんやお母さんは、ぜひお立ち寄りください。

仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

■日時 8月18日(金) 10:00~14:00

■会場 農村環境改善センター3階 図書室

【問い合わせ先】

ハローワーク二戸(☎23-3341)